

屋外広告物規制の変更についてのお知らせ

1 許可の個別基準の見直しについて

県では、良好な景観の形成や風致の維持等を目的に、秋田県屋外広告物条例及び秋田県屋外広告物条例施行規則により、屋外広告物に対して許可基準を定めるなど、必要な規制を行っております。

この許可基準について、規制を実施する上で現状に合わない部分があることから、その内容を見直したものです。

(1) 発光装置又は照明装置を有するものの交通信号機からの距離規制の緩和
交通信号機からの距離規制を **10m**とします。

ただし、発光装置又は照明装置により、常時その表示内容を変化させることができる広告物**以外**の広告物については、交通信号機から **5m**とします。

※今回の見直しは、県条例の許可基準を変更したものです。よって、独自の屋外広告物条例を制定している秋田市及び横手市の区域を除きます。両市の許可基準については、それぞれの窓口へお問い合わせください。

上記内容の詳細につきましては、お手数ですが裏面の各担当窓口までお問い合わせください。なお、制度の内容、申請書等については秋田県のHPでもご覧になれます。

◎ お問い合わせ先

表示又は設置の場所	窓 口	住 所	電話番号
	秋田県建設部都市計画課	秋田市山王四丁目 1 - 1	018-860-2442
鹿角市、小坂町	鹿角地域振興局建設部用地課	鹿角市花輪字六月田 1 番地	0186-23-2302
大館市、北秋田市、上小阿仁村	北秋田地域振興局建設部用地課	北秋田市鷹ノ巣字東中岱 76 番地の 1	0186-62-3113
能代市、藤里町、八峰町、三種町	山本地域振興局建設部用地課	能代市御指南町 1 番 10 号	0185-52-6104
男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村	秋田地域振興局建設部用地課	秋田市山王四丁目 1 - 2	018-860-3452
由利本荘市、にかほ市	由利地域振興局建設部用地課	由利本荘市水林 366 番地	0184-22-5437
大仙市、仙北市、美郷町	仙北地域振興局建設部用地課	大仙市大曲上栄町 13 番 62 号	0187-63-3115
湯沢市、羽後町、東成瀬村	雄勝地域振興局建設部用地課	湯沢市千石町二丁目 1 番 10 号	0183-73-6165

ホームページアドレス

美の国あきたネット／社会基盤／都市・まちづくり・公園／都市景観／屋外広告物について
<http://www.pref.akita.lg.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1134018654854&SiteID=0>

◎ 秋田市のお問い合わせ先

秋田市都市整備部都市計画課 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
 TEL 018-866-2152

◎ 横手市のお問い合わせ先

横手市建設部都市計画課 横手市旭川一丁目 3 番 41 号
 TEL 0182-32-2408